

令和 7 年度専門高校生海外インターンシッププロジェクト業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度専門高校生海外インターンシッププロジェクト

2 委託業務の目的

専門高校生を対象に、海外でのインターンシップ及び現地高校生との交流活動等を体験させることで、主体的かつ積極的に異文化に接する態度を育成するとともに、広い視野に立ったグローバル人材の育成を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4 参加対象生徒及び人数

- (1) グローバルテクノロジーコース：全日制の県立高校で工業科又は総合学科の工業に関する系列の第 2 学年に在籍する生徒 3 人
- (2) グローバルフードビジネスコース：全日制の県立高校で農業科、商業科、水産科、家庭科又は総合学科の農業、商業、水産若しくは家庭に関する系列の第 2 学年に在籍する生徒 5 人

5 委託業務の内容

(1) インターンシップ受入先企業の確保

4(1)及び(2)の生徒のインターンシップを受け入れ可能な企業（以下、「受入先企業」という。）を確保する。

なお、受入先企業は、4(1)については工業、(2)については食品産業に関連する事業内容についての研修拠点を県内に有し、タイ王国で、インターンシップ受け入れ可能な事業拠点を持つ企業であること。

(2) 事前説明会等の企画及び実施

ア 事前説明会

参加生徒及び引率教員を対象に、海外宿泊研修に係る事前説明会を企画し、実施する。

(ア) 参加者

参加生徒 8 人、引率教員 2 人、参加生徒所属校教員 8 人

(イ) 内容

事業内容、渡航の説明等

(ウ) 実施時期

令和 7 年 7 月（1 日）

(エ) 実施場所

名古屋市内

イ 事前研修会

海外インターンシップの実施に向けて、受入先企業の県内研修拠点で事前研修会を企画し、実施する。

(ア) 参加者

参加生徒 8 人、引率教員 2 人

(イ) 内容

企業説明、ジョブシャドウイング等

- (ウ) 実施時期  
令和7年7月(1日)
  - (エ) 実施場所  
受入先企業の県内研修拠点
  - (オ) その他  
研修の実施に当たり、参加生徒を対象とする傷害保険、損害保険に加入すること。
- (3) 海外宿泊研修の企画及び実施  
受入先企業の海外事業拠点でのインターンシップ及び現地高校生との交流活動等を行う海外宿泊研修を企画し、実施する。
- ア 参加者  
参加生徒 8人、引率教員 2人
  - イ 内容  
インターンシップ(5日間以上(連続でなくても可))  
現地高校生との交流活動等
  - ウ 実施時期  
令和7年7月下旬から8月下旬(9泊10日)  
※ 泊数には機内泊を含む。
  - エ 実施場所  
タイ王国
  - オ その他
    - ・ 研修の実施に当たり、参加生徒を対象とする傷害保険、損害保険に加入すること。
    - ・ 日本から同行する添乗員を1人配置すること。  
※ 添乗員の同行に必要な経費は契約金額を含む。
    - ・ 現地ガイドを1人以上配置し、コース別で行動する際は、各コース1人以上配置すること。
    - ・ 参加生徒及び引率教員の朝食・昼食・夕食を用意すること(機内食を含む)。
    - ・ 引率教員と参加生徒の連絡調整のために、携帯電話又はWi-Fiルータ等を各コース1台以上利用できるようにすること。
- (4) 事業記録の作成業務  
事業の実施状況等について、記録写真、メディア等の報道状況も含めた業務報告書を作成し、次のとおり令和8年2月19日(木)までに委託者に提出すること。
- ア 紙媒体 3部
  - イ 電子媒体Word形式(DVD-R又はCD-R1枚へ格納)
- (5) 報告会実施の支援  
海外宿泊研修後に実施する報告会で発表する生徒(海外宿泊研修参加生徒8人)への支援を行う。  
(支援内容)
  - ・ 交通費の支払い(自宅から会場(県内想定)まで)
  - ・ 発表する生徒及び学校への事業記録の提供
- (6) 連絡・調整業務  
本事業の目的を十分に理解し、参加者・参加生徒所属校・受入先企業・現地ガイドとの連絡・調整を密に行う。
- (7) その他、業務実施に係る諸手続等  
参加者及び参加生徒所属校への事前・事後の諸連絡、研修先への謝礼の支払い、海外宿泊研修(航空券の手配、ビザ取得、宿泊先・食事・移動手段の確保、引率教員の参加経費の徴

収・支払等)に係る一切の手配、実施期間中の参加者の一般的な健康管理を行う。

なお、募集要項の作成及び参加者応募受付並びに参加者の選考は、愛知県教育委員会が行う。

## 6 契約金額について

本業務の履行に当たって受託者が負担する経費(参加生徒の参加経費(国内交通費・現地交通費・航空賃・宿泊費・傷害保険・損害保険等)を含む。ただし、食費(昼食・夕食)は含まないことができる。)は、原則全て契約金額に含むものとする。

ただし、7に記載の参加者負担金は含まない。

## 7 参加者負担金について

引率教員及び参加生徒所属校教員の国内交通費、現地交通費、航空賃、宿泊費、食費、海外旅行傷害保険料等は自己負担とする。

なお、参加生徒の食費(昼食・夕食)については、自己負担も可とする。

## 8 事業実施における留意事項

(1) 受託者は、愛知県教育委員会と協議の上、日程及び内容を決定すること。

(2) 本業務の履行に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(3) 本業務により作成する一切の成果物の権利は全て愛知県に帰属するものとする。

なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合はその取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。

(4) 本業務の履行に当たり、第三者へ業務を委任し、又は請け負わせてはならない。

(5) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約が終了した後も、また同様とする。

(6) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(7) 委託者は、国際情勢等の事情により本事業の実施が困難であると判断した場合は、本事業の実施を中止し、次の各号に掲げる中止日又は事由ごとに、当該各号に定める金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)を上限として履行済の業務について精算し、受託者に支払うものとする。ただし、違約金については支払わないものとする。

ア 契約締結日以降かつ海外宿泊研修への出発日の前日から起算して31日前の日まで 海外宿泊研修に係る金額の20%

イ 海外宿泊研修への出発日の前日から起算して30日前の日以降かつ3日前の日まで 海外宿泊研修に係る金額の30%

ウ 海外宿泊研修への出発日の前日から起算して2日前の日以降かつ海外宿泊研修への出発の時まで 海外宿泊研修に係る金額の50%

エ 海外宿泊研修への出発後の中止又は無連絡での不参加 海外宿泊研修に係る金額の100%

(8) 緊急時には、受託者の社員又はそれに相当する者が現場に急行するなど、適切な処理を行うこと。

(9) 委託者と確実に連絡をとることのできる緊急連絡先を設け、委託者からの指示を受けられる体制をとること。

(10) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は愛知県教育委員会と協議の上、決定するものとする。